

自転車に乗るときは交通ルールを守り安全に利用しましょう

『自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！』（警察庁ホームページより）

- 1 歩道は歩行者優先。歩いている人に道をゆずろう！
- 2 ヘルメットをかぶろう。
- 3 交差点では信号を守ろう！必ず安全確認をしよう。
- 4 夜は必ずライトをつけよう。
- 5 二人乗りは禁止。並んで走るのも禁止。
- 6 中学生になったら原則として「車道通行」

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（抜粋）

（家庭および地域における自転車交通安全教育等）

- 第 10 条 幼児、児童または生徒を保護する責任のある者（次項において「保護者」という。）は、その保護する幼児、児童または生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する幼児、児童または生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

（自転車損害賠償保険等への加入）

- 第 14 条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

「自転車安全利用五則」

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

罰則：3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

※自転車は車道を通行するのが原則ですが、次の場合は例外です。

歩道に自転車通行可の標識がある場合、13 歳未満の子ども、70 歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障がい者、車道が危険な場合

2 車道は左側を通行

罰則：3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金（右側を通行した場合）

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

罰則 2 万円以下の罰金又は料金

4 安全ルールを守る

■二人乗り・並進の禁止

罰則 2 万円以下の罰金又は料金

■交差点での信号遵守

罰則 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

■指定場所での一時停止・安全確認

罰則 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

■夜間はライトを点灯

罰則 5 万円以下の罰金

■飲酒運転の禁止

罰則 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（酒酔い運転の場合）

5 子どもはヘルメットを着用

通学時にヘルメットをかぶりましょう